

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 9 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700085 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700096 号

第1 結論

- 1 請求者のA社 (現在は、B社) における平成 16 年 7 月 1 日から平成 17 年 5 月 21 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月から平成 17 年 4 月までの標準報酬月額については、平成 16 年 7 月は 20 万円から 28 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 20 万円から 26 万円、同年 10 月は 20 万円から 28 万円、同年 11 月から平成 17 年 3 月までは 20 万円から 26 万円、同年 4 月は 20 万円から 28 万円とする。

平成 16 年 7 月から平成 17 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月から平成 17 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 16 年 12 月 31 日の標準賞与額を 19 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 1 日から平成 17 年 5 月 21 日まで
② 平成 16 年 12 月

請求期間①については、私が、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が給与支給額に比べて低額で記録されている。また、請求期間②については、同社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年7月は28万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月から平成17年3月までは26万円、同年4月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月から平成17年4月までの期間について、請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された当該期間に係る賞与支払明細書及び同僚から提出された当該期間に係る賞与支払明細書（写）から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、請求者及び同僚の上記賞与支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、19万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②の賞与支給日については、事業主は、冬季の賞与支給月は12月であったが、支給日は決まっておらず不明と陳述している上、賞与支給日を特定できる資料は見当たらず

ないため、賞与支給月の月末と認定し、平成16年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月31日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。